

## 呉市立学校統合基本方針について

### 1 趣旨

呉市教育委員会は、これまで進めてきた小中一貫教育の取組を基盤とし、「主体的・対話的で深い学び」を通して、新しい時代に求められる資質・能力を育成することを学校教育の目的としています。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、<sup>せつきたくま</sup>切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

そのため、呉市では、平成16年3月に策定し、平成18年2月及び平成21年12月に改定した「呉市立学校統合基本方針（以下「統合基本方針」といいます。）」に基づき、「小学校は1学年2学級以上、中学校は1学年3学級以上」を適正規模とし、主に学級数を基準とした学校の統合を推進してきました。

しかし、呉市における少子化の進展により、児童生徒数は毎年減少を続け、小学校では1学年1学級の学校が多くを占める状況となっています。

こうした中、文部科学省が平成27年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」では、地理的要因や地域事情による小規模校の存続についての考慮すべき要素等が示されており、児童生徒の減少が続く本市の現状を踏まえ、統合基本方針を見直すものです。

## 2 統合基本方針の成果

統合基本方針に基づき学校統合を進めた結果、目標年度を明示した小学校及び中学校の統合は全て完了しています。平成16年3月の統合基本方針策定時に、小学校59校、中学校29校（合併町を含む。）であった学校数は、令和3年4月には、小学校35校、中学校25校となり、統合した学校の学級数は増加するなど、目的となる「適正規模での学校教育」を進めることができました。

	小学校	中学校	計
平成16年 3月 統合基本方針策定時	59校	29校	88校
平成18年 2月 統合基本方針改定時	57校	28校	85校
平成21年 12月 統合基本方針改定時	51校	28校	79校
令和 3年 4月 現在	35校	25校	60校



※平成16年3月は合併町を含む。

## 3 課題

### (1) 適正規模校の減少

小学校35校のうち、1学年が2学級に満たない学校は24校、中学校25校のうち、1学年が3学級に満たない学校は18校となり、小中学校の約7割で統合基本方針に示す適正規模を下回る状況となっています。

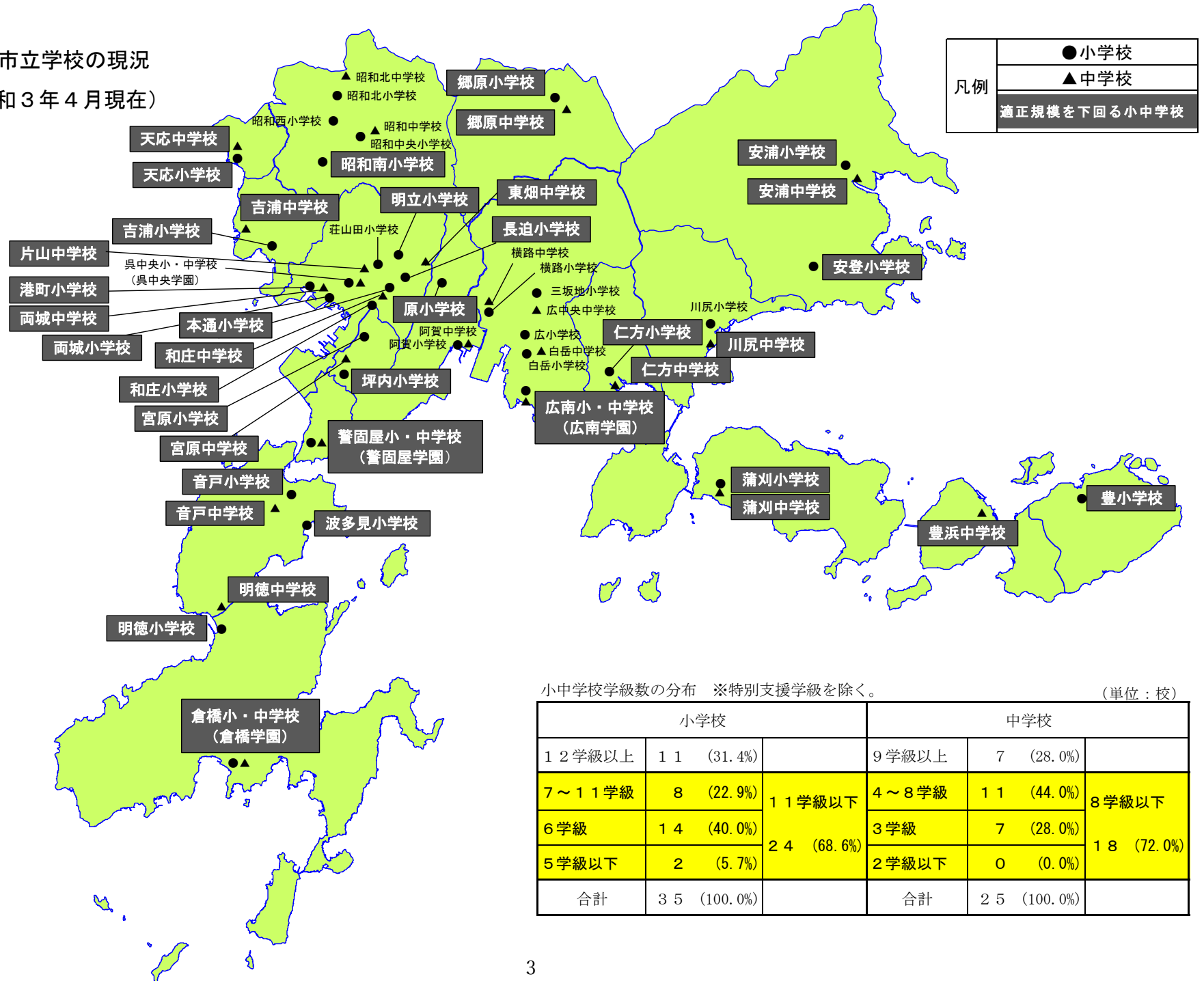
### (2) 学校適正配置（通学条件）の確保

学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要となります。学校統合を行うことにより、児童生徒の通学距離が延伸することで教育条件を悪化させる可能性もあるため、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段を確保することが課題となります。

### (3) 保護者や地域住民の理解・協力

これまでの市主導による学校統合は、保護者や地域住民の理解・協力を得るまでに多くの時間を要したことから、今後新たに学校統合を進める際は、円滑に保護者や地域住民の理解・協力を得ることができるかが課題となります。

#### 4 呉市立学校の現況 (令和3年4月現在)



## 5 新たな方針

少子化の進展や地域ごとの人口の偏在化が進んだことにより、学級数のみを基準とした「適正規模」を維持することは適当ではないことから、統合基本方針の役目は終えたものと判断しています。

そのため、統合基本方針については廃止し、今後、学校の在り方について判断が必要となった場合は、学校教育の目的の実現と児童生徒の教育条件の改善を前提とした上で、学校が持つ地域コミュニティの核としての性格にも配慮し、児童生徒等の保護者や地域住民の十分な理解と協力を得ながら、地域の実情に応じた適正な規模や配置を検討することとします。

なお、学校の在り方について検討を開始する要件は、次のとおりとします。

- ア 児童生徒等の保護者や地域住民から要望があった場合
- イ 一体型小中一貫校への移行を検討する場合

また、学校統合の進捗に関係し、対応を見送っていた坪内小学校、宮原小学校及び港町小学校の3校の耐震化については、次年度以降の事業化に向けて検討を行います。